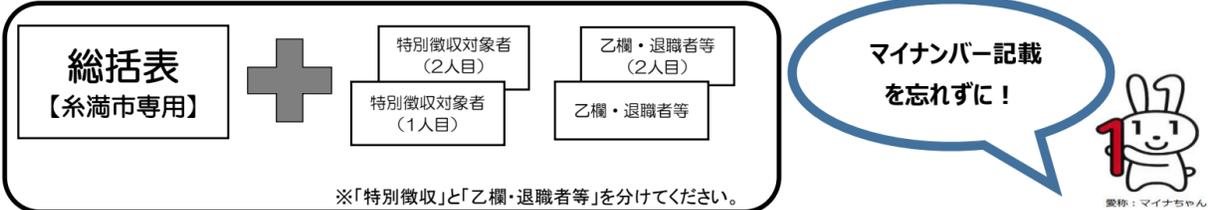


令和7年度(令和6年分)給与支払報告書の提出について

平素より本市の税務行政にご理解・ご協力頂き厚くお礼申し上げます。
給与支払報告書(「総括表」・「個人別明細書」)の提出時期となりましたので総括表を送付いたします。
下記の注意事項と裏面の「給与支払報告書(個人別明細書)の書き方」を参考にいただき、期限内に提出してくださいよう、よろしくお願いいたします。
提出期限は、令和7年1月17日(金)です。法定提出期限は令和7年1月31日までですが、事務の円滑化のため上記期限内までにご提出をお願いします。



総括表提出に係る注意事項

- ① 事業所の名称を記載し、事業所印を押印してください。
- ② 「報告人員」は、令和7年1月1日現在で糸満市に住んでいる人数を記入してください。令和6年中に退職された方につきましても提出が必要です。
- ③ 所在地には、「ビル名」「部屋番号」などの方も記入してください。
- ④ 報告書について応答する担当者の係名・氏名・電話番号を記載してください。
- ⑤ 税理士や会計事務所等に年末調整事務を依頼している場合は、総括表を使用するように連絡してください。
- ⑥ 事業所情報変更 有無にチェックと変更ありの場合は変更情報について○をつけてください。

糸満市長 殿	令和7年1月10日	提出	訂正	追加
給与の支払期間	令和6年〇月から△月分まで		※	指 定 番 号
給与支払者の個人番号又は法人番号	1234567890123		○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
フリガナ	株式会社いっとまん	事業種目	その他の産業	
給与支払者の氏名又は名称	株式会社いっとまん	受給者	○	人
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称	株式会社いっとまん	報告特別徴収対象者(退職者)	△	人
フリガナ	〇ケン〇ノマチ〇チヨウメ〇ビル〇〇〇	報告普通徴収対象者(退職者を除く)	□	人
同上の所在地	〇〇〇市〇〇〇区〇〇〇丁目〇〇〇番	報告人員の合計	△+□+◇の合計(人)	
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	糸満 一郎	管 理 者	○	人
連絡者の氏名	糸満 二郎	所 属 課	○ ○	税 務 署
所属課、係名及び電話番号	〇〇課 〇〇係 △△△-×××-□□□□	給与の支払方法及びその期日	毎 月	△ 日
関与税理士の氏名及び電話番号	糸満 三郎 △△△-×××-□□□□	納入書の送付	<input checked="" type="radio"/>	必要
事業所情報変更 有無	■なし ・ □あり(住所・名称・TEL)			

給与支払報告書に係る注意事項

○糸満市においては、令和2年度分から給与支払報告書(個人別明細書)を**正本1部**で提出していただいております。
○マイナンバー制度の施行に伴い、**給与支払報告書には従業員および従業員の扶養親族の個人番号を記載することが義務付けられています。**記載漏れの場合は、市県民税の適正な課税や扶養控除の確認ができない場合がありますので、事業所におかれましてはご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。また、個人番号の記載が間違っている報告書は再提出となります。
○給与支払報告書を提出した後に退職・転勤等があった場合は、「給与所得者異動届出書」の提出をお願いします。
○前職分の給与を含んでいる場合は、摘要欄に前職場の名称、住所、退職年月日、給与支払金額、社会保険料額、源泉徴収額を記載してください。
○平成29年度から県内すべての市町村において個人住民税の特別徴収義務者の一斉指定を実施しています。(個人住民税の特別徴収に関するFAQについては、[沖縄県公式ホームページ]より {個人住民税の特別徴収} で検索をお願いいたします。

【問合せ先】糸満市役所 税務課
TEL: 098-840-8128 FAX: 098-840-8153

納入書が必要な場合は必要に○をつけてください。

定額減税に係る摘要欄記載について 【年末調整をした給与支払報告書等の場合】

※詳細については国税庁作成の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を御確認ください。

内容	記載方法
実際に控除した年調減税額	源泉徴収時所得税減税控除済額 ×××円
年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額	控除外額 ×××円 (注) 控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」
合計所得金額が1,000万円超の方で、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合	非控除対象配偶者減税有 (注) 同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合「減税有」の追記で差し支えありません。

(注) 「(摘要)」欄の記載に当たっては、定額減税に関する事項を最初に記載するなど、書ききれないことがないようにしてください。

【年末調整をしていない給与支払報告書等の場合】

令和6年分所得税の定額減税に関する事項の記載は不要です。

(注) 令和6年6月1日以後に受給者が退職し、年末調整をしなかった場合には、再就職先での年末調整又は確定申告で最終的な定額減税の精算を行います。

令和3年(2021年)1月以後提出する給与支払報告書については、前々年における給与所得等の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上であるときは、eLTAX又は光ディスク等による電子申告が義務化されました。

電子申告に係る留意事項

○ 給与所得(及び公的年金等)の源泉徴収票のe-Tax又は光ディスク等による提出が義務付けられた年分については、市区町村に提出する給与支払報告書(及び公的年金等支払報告書)についてもeLTAX(地方税ポータルシステム)又は光ディスク等による提出が義務化されています。

eLTAX とは・・・地方税ポータルシステムの呼称で、インターネットを利用して地方税における手続きを電子的に行うシステムのことです。自宅やオフィスから手続きでき、利用者認証や電子署名により不正なアクセスを防止しセキュリティ対策が行われています。

- 利用の流れ(初めての方へ)
- ① 利用届出を行います。☑ eLTAXのホームページから利用者IDを取得します。
※パソコン環境・e-mailアドレス・電子証明書等の準備をしてください。
- ② 「手続き完了通知」が届きます。☑ 利用届出(新規)の際に入力したe-mailアドレスで受け取ります。
- ③ eLTAX対応ソフトウェアを取得します。☑ ホームページから、申告書の作成・送信を行うためのeLTAX対応ソフトウェア(PCdesk)を取得してください。
- ④ 電子申告、共通納税、電子申請・届出を行います。☑ 手続きできる種類の一覧はeLTAXのホームページをご覧ください。
 - ・電子申告【個人住民税(給与支払報告書や特別徴収に関する届出書・申請書など)、法人都道府県民税、法人事業税、特別法人事業税、法人市町村民税、固定資産税、事業所税】
 - ・共通納税【電子申告に係る納付や延滞金・加算金の納付、特別徴収に係る本税の納付や延滞金・加算金の納付など】
 - ・電子申請・届出【法人設立・設置・異動届や申告に関する届出、特別徴収義務者の所在地・名称変更通知書など】

※ eLTAX地方税ポータルシステムのホームページ・・・<https://www.eltax.lta.go.jp/>



